

	<p>助成制度の活用などについては、その都度支援を行っている。就労が安定されても1ヶ月に一回程度から3ヶ月に一回程度まで状況に応じて巡回フォローを行っている。</p> <p>また、離職時に際しても安定した離職を目指して、企業と障害者の間に立ち交渉の席につきます。</p>			
ジョブコーチが職場に入る期間	<個別就労の最短> 半日	<個別就労の最長> 1週間	<大体の平均> 2~3日	<エンクレーブ> 1ヶ月 (特例子会社設立時)
フォローアップの状況	<p>定期的に巡回を行い、フォローアップを行っている。職場からの依頼などがあったときや支援上必要と判断したときには、再度ジョブコーチを派遣し、支援を行うこともある。</p>			
フォローアップの頻度	<p>大体、月に1回程度。安定すると2~3ヶ月に一回程度。</p>			
生活支援	<p>地域の福祉事務所ケースワーカーや、施設・グループホーム職員、家族と連携し、必要な生活支援の内容について検討している。就労援助センターが直接生活支援を行うことは少なく、それらの支援内容についてミーティングを持ったり、コーディネートすることが中心になっている。</p> <p>余暇支援については、就労援助センターから就労した利用者を対象にして、年間3回程度の会を開催している。活動内容としては、仕事が終わった後の食事会や、郊外へのハイキング（みかん狩り）などを行っている。</p>			
関係機関との連携	<p>&lt;地域の施設&gt; 月1回開催される、「川崎市内障害者施設等就労援助連絡会」などへの参加によって情報交換などを行ったり、「就労促進懇談会」の開催の援助を行なっている。また、作業室で訓練を行っていないため、地域の施設で長期的な訓練や評価などをお願いすることが多い。施設に通所しながら、援助センターに登録し就職の機会を待っている援助センター利用者も多い。</p> <p>&lt;就労援助センター&gt; 年間3回「地域就労援助センター連絡協議会」を開催し、情報交換やノウハウの交流、若手職員の研修などを行なっている。又、年1回は行政や就労援助関係機関にも参加を呼びかけ、就労援助センターの活動などに対する理解を求めようとしている。</p> <p>&lt;職業安定所&gt; 担当の川崎北職安の専門援助部門の担当官とは、情報を密に交換しながら、連携を取るような関係がある。</p>			
活用している制度	<雇用促進協会> 業務遂行援助者	<職業安定所> 特定求職者雇用開発助成金	<地方自治体>	<その他> 障害者雇用促進事業
事業としての今後の課題	<p>川崎市内は、障害者施設の比較的充実しているエリアであることも影響してか、障害者が就労することに対する本人や保護者の抵抗感がある。このことで、ともすると就労援助センターの新規登録等が減少する傾向がある。しかし、実際には就労できる可能性のある障害者が、地域や施設内に埋没しているところも見られる。そのような中で、地域全体で障害者の就労に対する関心を高めるような活動が必要になってくる。</p> <p>また、就労援助センター事業自体が、神奈川県独自の事業であるだけに、今後も長期的に事業が継続されるのかという不安が全く無いわけではない。それに対して、一就労援助センターだけでなく、県内にある就労援助センター全体でネットワークを構築し、就労援助センターの存在感をアピールしていくことも必要になってくる。</p>			

<ジョブコーチによる就労支援・先行実施機関③>

中野区障害者福祉事業団

母体組織の名称	中野区障害者福祉事業団
連絡先	住所：〒165-0026 東京都中野区新井2-8-13 電話：03-3388-2941 FAX：03-3388-2942 E-mail：info@n-nikoniko.org
母体組織の概要	<p>昭和62年、区内に住所を有する障害者に対し、就業の援助と福祉に関する事業を実施し、障害者の自立と福祉の向上に寄与することを目的に設置。 事業団は、目的を達成するために次の事業を行う。 (事業団規約第4条)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 就業を希望する障害者への援助、相談、助言に対する事業</li> <li>② 民間需要および官公署需要の開拓に関する事業や自主製品の検討および調査に関する事業</li> <li>③ 民間福祉作業施設を主な対象とする仕事の受注と配分に関する事業</li> <li>④ 障害者が社会活動する上で必要なサービスの提供およびこれに関連する講習会等の事業</li> <li>⑤ 障害者相互、および健常者との交流を促進する事業</li> <li>⑥ 就業と福祉に関する事業にかかわる広報活動や情報提供にかかわる事業</li> <li>⑦ その他事業団の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>
就労支援担当部門の ・名称 ・位置づけ ・沿革	<p>&lt;名称&gt; 事業係</p> <p>&lt;位置づけ&gt; ● 事業団事業係担当事業。法人格は未取得であり、区の設立した任意団体の一部門である。</p> <p>&lt;沿革&gt; ● 昭和62年事業団発足 ● 平成8年就職準備フェア3区（新宿・杉並）職安共催事業 ● 平成9年度後半期より、就労支援事業についての調査・研究開始 ● 平成10年度より区内就労ネットワーク設立準備開始 ● 平成11年4月なかの障害者就労支援ネットワーク設立 同ネットワーク雇用支援部門担当 ● 平成12年度労働省の地域緊急雇用対策交付金を財源とした、就労支援者派遣事業開始</p> <p>中野区の福祉の特徴は、国・都の事業補助を得られない事業を、区民ニーズとして施策に反映し、区単独で進めてきたというところにある。中野区障害者福祉事業団は、前述の背景のもと、シルバー人材センターの障害者バージョンのイメージで設立されたものの、縦割り行政と区民ニーズの狭間で区の福祉施策を担わざるをえない状況に置かれた。就労支援事業は、区より管理委託をされた障害者活動センター職員として7名の障害者を雇用、年1度の就職相談会、個人・団体への作業の提供にとどまっていた。しかし、バブル崩壊後の経済不況、介護保険導入をはじめとする福祉の構造改革により、いずれは就労支援事業が区民、区政に必要とされることが予想されたため、事業の充実に向けての準備を平成8年度より進めてきた。まずは、区外において労働行政単位でのネットワーク作りとして、就職準備フェアのリニューアルを行った。中野区単独で行ってきた就職相談会を、ハローワーク新宿および館内の新宿、杉並区、職業センターとの共催事業に変え、この事業を通し、日常業務での連携の強化を図ってきた。</p> <p>区内においては、区内19カ所の福祉関連等施設により就労支援ネットワークを設立した。この目的は、就労を幅広くとらえ、雇用支援の強化と魅力ある福祉的就労の実現にある。このネットワークにより、それぞれの作業所・部門の役割を明確にし、新たな施設設置をすることなく、共通の課題を区全体として取り組む基盤を構築してきた。現在は、共同受注部門と雇用就労部門がある。ネットワーク設立後の主な取り</p>

	<p>組みとしては、ネットワーク参加施設利用者への雇用支援、ネットワーク参加団体へのジョブコーチ研修、情報提供の効率化のためのパソコン等インフラ整備などがあげられる。</p>			
就労支援の組織・人員	<p>現在、障害者福祉事業団事業系には、5名の常勤職員（事業主任以下4名）、臨時雇用職員5名が配置されている。しかし、常勤の5名はいずれも福祉事業との兼務を行っている。ネットワーク参加団体所属利用者の支援には、施設職員もそのローテーションに加わる。</p> <p>実際の就労支援には主に1名の就労支援コーディネーターが調整を行い、事業主任と係員1名がフォローし、就労支援者（臨時雇用職員）5名で支援に携わっている。また、ネットワーク参加団体所属利用者の支援には、施設職員もそのローテーションに加わる。</p> <p style="text-align: center;"><b>中野区障害者福祉事業団事業系における就労支援事業</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>事業主任</p> <p>↑ ↓</p> <p>事務調整・報告</p> <p>← →</p> <p>就労支援コーディネーター常勤（兼務）      事業係常勤（兼務）</p> <p>研修・支援調整      報告・事務調整</p> <p>↓      ↑</p> <p>就労支援者派遣職員      臨時雇用（専任）</p> </div>			
就労支援の対象者	<p>中野区に住所を有する障害者。または、区内作業所の利用者。 （障害種別：身体・知的・精神）</p>			
就労状況	<p>&lt;過去3年間の就労状況&gt; 1998年～2001年に52名が就労。 うち、本人の病状、都合等により、4名が離職。 52名の内訳 企業            40名 事業団        7名 福祉売店      5名</p>	<p>&lt;就労先の概要&gt; 清掃業 小売業 サービス業 運送業 など</p>	<p>&lt;職務内容の概要&gt; 清掃、簡易事務、スーパーバックヤード など</p>	<p>&lt;雇用形態&gt; ほぼ全員最賃以上の雇用</p>
職場開拓	<p>職業安定所雇用指導官からの情報提供による開拓が中心。雇用指導への同行後、企業への企画書の提出を行う。また、求人情報、地元の商店街の情報、既に採用されている事業所からの紹介などさまざまな方法を活用。 その他、就労支援ネットワーク、準備フェア共催事業所からの情報提供。</p>			
ジョブコーチ的支援の状況（雇用前）	<p>&lt;対事業所&gt; 障害者雇用に興味のある事業所に対し、約1週間ジョブコーチが実習に入る。その後事業主と調整をはかり、雇用に向けての実習を行う。</p>		<p>&lt;対利用者&gt; 職場実習を通して、雇用の可否判断を行う。（事業団実習）その後、雇用に向けて制度につなげる。</p>	
ジョブコーチ的支援の状況（雇用後）	<p>&lt;対事業所&gt; 雇用後も原則として支援を継続する。また、新たな職務が増えた場合、職員実習から支援を行う。 中野区では、個別就労が主なケースであるが1～2ヶ月まではジョブコーチ支援を頻繁に提供する。</p>		<p>&lt;対利用者&gt; 同左 支援の内容 ・通勤 ・仕事の支援 ・職場の人間関係の調整 ・雇用管理に関する事項</p>	
ジョブコーチが職場に入る期間	<p>&lt;個別就労の最短&gt; 1ヶ月</p>	<p>&lt;個別就労の最長&gt; 5ヶ月</p>	<p>&lt;大体の平均&gt; 2ヶ月程</p>	<p>&lt;エンクレーブ&gt;</p>

フォローアップの状況	個別就労の場合、実習から採用・初期の定着に（2ヶ月くらい）2名のジョブコーチと職員1名のローテーションでサポートに入っている。この初期の時期を過ぎ安定した場合、3週間に1度の事業所訪問および随時の相談に応じている。			
フォローアップの頻度	<p>個別でばらつきがあるが、安定期に移行した後、傾向として言えることは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単純な知的障害で職業重度の場合：大体1ヶ月に1度の訪問</li> <li>・軽度の知的障害であるが、精神疾患の傾向のある人：2～3週間に1度</li> <li>・精神障害の場合：1週から10日に1回</li> <li>・身体障害：3ヶ月から6ヶ月に1回</li> </ul>			
生活支援	就労支援コーディネーターが家族、福祉士、ケースワーカー、保健婦と連携し、ケース会をもつ。その後の具体的な支援については、担当ワーカーが主に受け持ち役割分担される。			
関係機関との連携	<p>区内においては、就労支援ネットワーク雇用支援部門として、企業就労にむけて、あるいは離職後の福祉的就労へのスムーズな移行のために連携をはかっている。また、就労支援者任期満了後、関係機関への採用を働きかけ（授産所職員、安定所相談員など）、区全体としての就労支援事業のレベルアップを目指している。また、養護学校との連携をはかることで、卒後の定着支援、または卒後の就労支援を計画的に行う。</p> <p>区外においては、職業安定所の雇用指導後の企業からの具体的な相談を受けるために、安定所との緊密な連携をしている。また、雇用促進協会へ事業主として加入し、情報の収集に努める。その他、就労支援者任期満了後、就労支援の知識と実践を行える人材の他区への紹介を行っている（新宿区・登録型ジョブコーチなど）。</p>			
活用している制度	<p>&lt;雇用促進協会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職域開発援助事業</li> <li>・雇用管理サポート</li> </ul>	<p>&lt;職業安定所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定求職者雇用開発助成金</li> </ul>	<p>&lt;地方自治体&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支度者派遣事業</li> </ul>	<p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業団独自実習</li> </ul>
事業としての今後の課題	<p>平成12年度より2カ年、緊急雇用対策の一環としての半年未満雇用での就労支援者派遣事業を実施してきたが、障害者の企業就労をさらに促進するには、国や都の助成制度等を活用しながら継続していく必要がある。</p> <p>しかしながら、平成15年から措置から契約へという福祉の大きな流れの中で、中野区においては、利用者を就労につなげようとする施設が知的障害を中心に減ることが予想される。今後は、事業団としては就労支援事業の財源的な裏付けをしていくために、早期に社会福祉法人格の取得、あっせん型雇用支援センターなどの資格取得を行い、安定した経営を目指している。このように経営の観点から福祉施設の運営、福祉サービス部門の維持も検討している。</p> <p>また、区内作業所等に所属する重度障害者、精神障害については、作業所内への企業誘致、企業内授産などの実現に向けて提案をしているが、法的にいくつかクリアしなければならず、制度の裏付けが必要である。</p>			

<ジョブコーチによる就労支援・先行実施機関④>

ひらつか就労援助センター

母体組織の名称	社会福祉法人 進和学園 (ひらつか就労援助センター)			
連絡先	住所：〒254-0912 神奈川県平塚市高根 281 番地 電話：0463-35-3800 Fax：0463-35-3950 E-mail：kvc@knz.fitweb.or.jp			
母体組織の概要	「進和学園」は昭和 33 年知的障害児の施設として産声をあげ、その後児童から成人へと移行した。現在は更生施設 3、社会就労センター 1 とその分場 1、地域作業所 2、福祉ホーム 1、グループホーム 5、生活ホーム 1、保育所 2、地域就労援助センター 1、ともしびショップ 1、の運営を行っており 43 年目を迎えている。利用者総数 371 名 (平成 13 年 4 月 1 日現在)			
就労支援担当部門の ・名称 ・位置づけ ・沿革	<p>&lt;名 称&gt; ひらつか就労援助センター</p> <p>&lt;位置づけ&gt; 実施主体は平塚市。市 (県 1/2 補助) からの補助金により進和学園が運営主体となっている。法人利用者 (措置) 以外の在宅障害者を中心に支援。</p> <p>&lt;沿革&gt; 平成 8 年 (1996 年) 4 月事業開始。 社会福祉法人進和学園は「一人には一人のひかり」を標語に「本人中心」を基本理念としている。社会就労センターでは「就労委員会」を設けて地域社会での自立に取り組んできた。しかし法人利用者のみならず地域で暮らしている障害者の自立に貢献するべく、県・市と協議の上「地域就労援助センター」を設置した。 ひらつか就労援助センターは、日常活動の他に、県商工労働部の事業「知的障害者の就労に関するヒアリング委員会」「障害者雇用地域支援連絡会」「障害者雇用モデル地域事業調査研究協議会」や県福祉部の「障害者地域作業所あり方検討委員会」等にも委員として参加するなど各方面に協力・貢献をしている。</p>			
就労支援の組織・人員	常勤職員 3 名 (所長 1・コーディネーター 2) 事務部門は本部職員が担当。平成 11 年度から、国の「緊急地域雇用特別交付金」による県の「緊急地域雇用特別対策事業」に係る「障害者職場定着支援等事業」の委託を受けて、「職場定着指導員」を臨時雇用。(6ヶ月未満の期間限定雇用) 今後は生活支援ワーカーも含めて事業展開を図る予定			
就労支援の対象者	要綱上は在宅の知的障害者等。(原則措置されている人は措置費で支援していただく立場をとっているが・・・) 知的障害者を中心に等の部分で身体・精神・高次脳機能障害・LD・手帳の無い方の支援も受け入れている。他機関の支援を利用してうまく行かなかった方や離職者が多いが、在学中から支援を求めてくるケースも増えている。			
就労状況	<過去3年間の就労状況>	<就労先の概要>	<職務内容の概要>	<雇用形態>
	1998～2001年 就労者 46名 離職者 8名 (内再就職 5名)	製造業 (5割) 小売業 (3割) 小売 農業 運輸 (特例 4人)	清掃業務 機械操作 無菌室での作業	左 46 名のうち 正社員 19 パート 26 最賃除外 1 (福祉的就労協力事業所制度を利用し、雇用保険・健康保険にも加入している)
職場開拓	事業開始当初は自主開拓 (折込求人・飛び込み) が多かったが、ここ 2～3 年は職安との連携が密になり職安紹介が増えている。 様々なネットワーク (地域就労援助センター・特例子会社を含めた関係機関) からの紹介、関係企業からの求人もある。 (例：仲町台発達障害センターからの事業所紹介により 2 名雇用に至る)			

<p>ジョブコーチ的支援の状況 (雇用前)</p>	<p>&lt;対事業所&gt; ① 職場訪問・作業見学(ジョブコーチ&lt;以下 JC&gt;の事前実習はなし。2~30分程度の体験はする場合あり) ② 実習・就労候補者の事前紹介 ③ 利用者との職場見学 ④ 面接同行 ⑤ 実習受入依頼(書面)と実習・雇用 ⑥ JC(主に障害特性の理解や人間関係の調整など) ⑦ 雇用移行への調整</p>	<p>&lt;対利用者&gt; ① 職場見学(実習前に職場見学をして本人の意思確認) ② 職場実習参加同意書による本人及び関係者の意思確認 ③ 制度の案内 ④ 面接同行・通勤訓練 ⑤ 実習中の JC(実習期間は最低で1週間。JCはフルに付くとは限らない) ⑥ 雇用移行への支援(雇用条件等の調整など)</p>		
<p>ジョブコーチ的支援の状況 (雇用後)</p>	<p>&lt;対事業所&gt; 雇用後も必要に応じて JC を行う。ただし常時張り付けることはない。 実習期間のみ JC を行い、あとは職場訪問で終わる場合もある。 さらなる雇用の機会を作るために、職場内での仕事を開拓する。</p>	<p>&lt;対利用者&gt; 雇用当初の手続き等支援。 雇用後も JC が必要な場合は適宜実施している。 仕事終了後の時間に相談会を設けて本人から話を聞き、悩みや仕事上、生活上の問題点を把握する。</p>		
<p>ジョブコーチが職場に入る期間</p>	<p>&lt;個別就労の最短&gt; 1日(後は様子伺い)</p>	<p>&lt;個別就労の最長&gt; 3ヶ月</p>	<p>&lt;大体の平均&gt; 1週間程度</p>	<p>&lt;エンクレーブ&gt; なし(不可能)</p>
<p>フォローアップの状況</p>	<p>雇用当初は毎日様子伺いをする場合もある。長期安定している方の場合には1年に2回程度。身体障害の方の場合には全く必要ない場合もある。会社訪問や家庭訪問をせずメールでのやり取りという人もいる。 企業からの依頼で再訓練をする場合もある。(慣れによるレベルダウンや配置転換等により必要となる)</p>			
<p>フォローアップの頻度</p>	<p>平均すると月1回程度</p>			
<p>生活支援</p>	<p>単身生活や夫婦ともハンデのある方など、生活支援も多い。生活ホームや施設等から就労依頼のあった方については雇用後のフォローについても極力協力を得て、支援者のいない方に重点を置いて支援している。 また直接支援もするが、本人の力でいろいろな制度や支援が利用できるようにコーディネートすることが多い。(キャパシティとして限界があるのでそうせざるを得ないのが現実) 神奈川県は今年度下半期から、生活支援センター制度を地域就労援助センターに対して予算化した。生活支援ワーカーを雇用する予算が上乘せとなったため、ワーカーの配置をした。(現実の動きは今後) 昨日まで全く関わりの無かった方の支援をしなければならず、どのように生活状況を把握するかが課題といえる。</p>			
<p>関係機関との連携</p>	<p>地域就労援助センターも10ヶ所に増え、組織としても認められるようになってきたため、関係機関との連携もスムーズになってきた。 福祉・労働・教育関係とのネットワーク、事業主団体・特例子会社との連携も密になりつつある。 ひらつか就労援助センター独自としては、運営協議会を設置して直接運営にも関わっていただき、アドバイスを受けている。 ※運営協議会(平塚市健康福祉部・平塚保健福祉事業所・平塚公共職業安定所・平塚市教育委員会・平塚市社会福祉協議会・平塚市生きがい事業団・平塚養護学校・湘南養護学校・平塚市立中学校校長会・平塚市障害者団体連合会・平塚市地域作業所連絡会・平塚市手をつなぐ育成会・平塚市自閉症児親の会・平塚市肢体不自由児者父母の会)</p>			

活用している 制度	<雇用促進協会> 職域開発援助事業 職業的重度判定 雇用法上のMR判定 雇用機会創出事業 職能判定	<職業安定所> 特定求職者雇用開 発助成金	<地方自治体> 福祉的就労協力 事業所奨励事業	<その他> 弁護士 医師 社会保険労務士
事業としての 今後の課題	<p>神奈川県は、地域就労援助センターに対して今年度下半期より「知的障害者生活支援事業」を予算化した。今後は、同事業やケアマネジメント事業、地域療育等支援事業などと一体化した、利用者のライフサイクル全般に渡った支援のあり方を模索中。（他の地域就労援助センターとのスタンスの違いが明確に出てくるのではないか。その辺も今後の課題か？）</p> <p>登録者の増加に対して職員の数は限られており、その分何らかの仕事を削っていかなければならない。（例：職場開拓・JCの日数・フォローの日数）関係機関との連携の強化、役割分担の明確かを進めているが・・・教育機関とのより良い連携も必要だが、お互い組織としてどうあるべきかが検討課題と思われる。</p> <p>また、「地域」のあり方も難しく、当方としては「圏域」として捉えようとしているが、関係機関のコンセンサスが得られない面がある。</p>			

<ジョブコーチによる就労支援・先行実施機関⑤>

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

母体組織の名称	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会			
連絡先	住所：〒920-0864 金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内 電話：076-231-3571 FAX：076-231-3560 URL：http://www.fitweb.or.jp/kvc/ E-mail：kvc@knz.fitweb.or.jp			
母体組織の概要	<p>金沢市における社会福祉事業の効率的運営と組織的活動を推進し、もって地域福祉の増進を図ることを目的として、昭和26年設立、昭和29年法人認可された。</p> <p>主な事業として、地区社会福祉協議会活動の育成・指導、地域福祉権利擁護事業、福祉保健相談、金沢ボランティアセンター、金沢メルシーキャブサービス（車いす移送サービス）などを行なっている。</p> <p>この他、保育所2ヶ所、福祉ショップの運営、石川県共同募金会金沢市支会・金沢市民生委員児童委員協議会の団体事務を行なっている。</p>			
就労支援担当部門の ・名称 ・位置づけ ・沿革	<p>&lt;名称&gt; 金沢市障害者雇用定着促進事業</p> <p>&lt;位置づけ&gt; 金沢市からの委託事業</p> <p>&lt;沿革&gt; 昭和59年 3月 金沢市障害者年長期行政計画策定（10年間） 平成4年 3月 福祉プラン21金沢（5年間） 平成10年 9月 金沢市障害者計画（7年間） 平成11年 8月 金沢市障害者雇用定着促進事業開始</p>			
就労支援の組織・人員	常勤の正規職員 2名（兼任1、専任1） 〃 嘱託職員 2名（専任2）			
就労支援の対象者	金沢市内在住の「企業に就職を希望する障害のある方」 （現在は、主に知的障害者が対象）			
就労状況	<過去3年間の就労状況>	<就労先の概要>	<職務内容の概要>	<雇用形態>
	平成11年～平成13年に15名が就労。	製造業、小売業、倉庫管理、印刷、など	製造機器操作、販売、野菜カット、食品製造など	トライアル雇用1名、正規職員3名、アルバイト・パート11名
職場開拓	ジョブコーチによる自主開拓が中心。求人情報、紹介、職業安定所との連携などで職場開拓を進めている。			
ジョブコーチ的支援の状況（雇用前）	<p>&lt;対事業所&gt; 障害者雇用に関心と理解のある事業所には、2～3日、ジョブコーチが実習をして適職を調査。 職務分析、課題分析を行なったうえで、事業所と相談。最長2ヶ月間の石川県障害者職場実習制度を主に活用し実習終了後、本人（親）・事業所の意思確認などの調整を行い、支援を進める。</p>		<p>&lt;対利用者&gt; 可能性のある職場が見つかったら基本的に県障害者職場実習制度を活用し実習を行なう。これは、本人および事業所がお互いに自由な形で実習後の就労について考えられるように行なっている。 実習期間中、ジョブコーチが必要に応じ、常時、関わる。</p>	
ジョブコーチ的支援の状況（雇用後）	<p>&lt;対事業所&gt; 雇用後も原則として必要な期間、ジョブコーチが職場について支援を行なう。</p>		<p>&lt;対利用者&gt; 左に同じ。</p>	



ジョブコーチが職場に入る期間	<個別就労の最短> 1ヶ月	<個別就労の最長> 5ヶ月	<大体の平均> 2ヶ月程	<エンクレーブ> 1ヶ月程
フォローアップの状況	基本的に週に1度の定期職場訪問を行い、職場との連携を行なっている。本人の支援はもちろん、事業所側へも各種情報提供、相談等を行なっている。			
フォローアップの頻度	週1回～月1回			
生活支援	就労定着支援を通じて、日常生活支援を目的としている。			
関係機関との連携	現在、養護学校と連携し、在学中の実習から本人と関わり、卒業後の職場での支援がスムーズに行くように支援を行なっている。 障害者職業センターや職業安定所との連携については、現在のところ、少ないが、その必要性については十分認識しており、今後、さらに連携を深めていくことを検討している。			
活用している制度	<雇用促進協会> ・重度障害者介助等助成金 ・障害者雇用機会創出事業	<職業安定所> ・特定求職者雇用開発助成金 ・職場適応訓練 ・石川県障害者職場実習	<地方自治体> ・就労支度援護 ・雇用奨励金	<その他>
事業としての今後の課題	ジョブコーチを事業所が雇用し、複数の障害のある方の就労支援を継続して行なう「企業内ジョブコーチ」に取り組んでいる。しかし、このスタイルの有効性について今後の検討が必要である。事業所内に籍を置くからこそできる支援や、ジョブコーチである前にまずその事業所の一員であるという難しさなど、整理すべき課題が多くある。 また、養護学校と連携し、在学中の実習時から利用者に関わり、卒業後の支援にスムーズに移行できるように取り組んでいる。このシステム作りにも各養護学校の考え方や就労についての取り組みなどの差があり、この点の調整も課題の一つと考えられる。 その他、ジョブコーチの更なる資質向上、各関係機関との密接な連携、雇用支援センターへの移行などの課題が上げられる。			

<ジョブコーチによる就労支援・先行実施機関⑥>

杉並区障害者雇用支援センター

母体組織の名称	財団法人杉並区障害者雇用支援事業団
連絡先	住所：〒167-0041 東京都杉並区善福寺1-11-11 電話：03-5382-2081 FAX：03-5382-2083
母体組織の概要	杉並区障害者雇用支援事業団は、杉並区の外郭団体で平成3年1月に設立された。企業と作業所の中間にある新しい選択肢として、印刷、軽作業、喫茶てんとう虫（永福和泉店、阿佐谷店、井草店、上井草店）、自転車リサイクルなどの直営事業を実施。また、障害者の集会施設「杉並区立和田障害者交流館」の管理業務も区から委託している。平成10年10月に法人化され、同時に東京都初の障害者雇用支援センターとして指定される。
就労支援担当部門の ・名称 ・位置づけ ・沿革	<p>&lt;名称&gt; 障害者雇用支援センター</p> <p>&lt;位置づけ&gt; 障害者雇用促進法にもとづく施設（施設設置型）。 雇用支援センターのスタッフは、訓練施設喫茶「てんとう虫」上井草店での訓練業務と雇用支援業務に従事。</p> <p>&lt;沿革&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成3年1月 杉並区障害者事業団設立</li> <li>・ 4月 印刷・公園清掃・軽作業などの事業開始</li> <li>・ 8月 永福和泉地域区民センターに 喫茶「てんとう虫永福和泉店」オープン</li> <li>・平成5年6月 杉並区役所に喫茶「てんとう虫阿佐谷店」オープン</li> <li>8月 井草地域区民センターに 喫茶「てんとう虫井草店」オープン 自転車リサイクル事業開始</li> <li>・平成7年4月 杉並区立和田障害者交流館管理業務委託</li> <li>・平成10年4月 区立上井草スポーツセンターに 喫茶「てんとう虫上井草店」オープン</li> <li>・ 10月 杉並区障害者事業団解散 財団法人杉並区障害者雇用支援事業団設立 杉並区障害者雇用支援センター指定</li> </ul> <p>杉並区障害者事業団は会員制で運営してきた。いくつかの直営事業で障害者である会員が仕事しており（当時会員数約160人、仕事をしていた会員約40名）、養護学校の進路の1つにもなっていた。</p> <p>区内の作業所は区立民間を問わずほとんどが事業団の団体会員である。事業団が受注した仕事を受注センター的に団体会員に提供したり、喫茶てんとう虫で派遣就労や実習を受け入れたりしていた。</p> <p>このような形で7年間事業を実施してきたが、仕事をしている会員の中には、ちょっとした支援があれば就職できる人がいるのではないかと考え、法人化すると同時に障害者雇用支援センターの指定（施設設置型）を受け、雇用支援業務を開始。現在、従来型の事業団の事業部門と雇用支援センター部門の2本柱で事業を実施している。</p>
就労支援の組織・人員	<p>障害者雇用支援センターには、所長（財団常務理事事務局局長兼務—杉並区OB）、指導員2人（常勤職員）と事務員1人（常勤職員）が配置されている。</p> <p>これは法律に基いた雇用支援対象者の定員10人に対応している職員数である。この他に財団事務局次長1人（杉並区から出向—常勤職員）と相談担当員1人（杉並区OB—非常勤職員）、指導員4人（常勤職員）と事務職員1人（常勤職員）が配置されている。</p>

	<p>そして、事業を運営するために、有償ボランティアである協力員が配置され、障害者の作業面を支援している。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[財団] --- B[常務理事事務局長 (支援センター所長兼務) 事務局次長]     A --- C[相談担当員]     B --- D[事業団事業]     B --- E[雇用支援センター]     D --- D1["(指導員3名、事務員1名) 喫茶てんとう虫3店 印刷・軽作業 自転車リサイクル"]     E --- E1["(指導員2名、事務員1名) 喫茶てんとう虫1店 訓練室など"] </pre> </div>			
就労支援の対象者	就労支援の対象は原則として、障害者全般である。			
就労状況	<p>&lt;過去3年間の就労状況&gt;</p> <p>平成10年10月1日から13年11月1日までに16人が就職。離職者0。</p>	<p>&lt;就労先の概要&gt;</p> <p>製造業 小売業 病院など</p>	<p>&lt;職務内容の概要&gt;</p> <p>清掃 パソコンで値札発行 社員食堂洗い場 メール仕分け 部品組立 ピッキングなど</p>	<p>&lt;雇用形態&gt;</p> <p>全員が最賃以上の通常雇用。雇用保険・労災保険にも加入。</p>
職場開拓	<p>公共職業安定所の障害者求人、一般求人からの開拓が中心。 新宿公共職業安定所管内の新宿区事業団、中野区事業団からの紹介もある。 新宿区、中野区、杉並区の事業団と障害者職業センター、職業安定所と共催で年1回知的障害者のための就職準備フェアを実施。フェアの中で企業と障害者が職場実習に向けて面接相談する職場実習相談コーナーが効果的である。平成12年度は10人が同コーナーから就職。</p>			
ジョブコーチ的支援の状況 (雇用前)	<p>&lt;対事業所&gt;</p> <p>求人企業に、1～2日ジョブコーチが実習をして適職を調査・分析。事業所と相談の上、障害者雇用に向けた実習を進めている。</p>		<p>&lt;対利用者&gt;</p> <p>ジョブコーチが適していると判断した職場で職場実習をスタート。 トライアル雇用を利用することがあった。職域開発援助事業は、設置型支援センターの場合、在籍期間中は利用できないため活用例なし。実習期間はジョブコーチがサポート。</p>	
ジョブコーチ的支援の状況 (雇用後)	<p>&lt;対事業所&gt;</p> <p>雇用後も状況に応じてジョブコーチが支援する。1、2か月に1回は必ず訪問してサポート。状況を見ながら指導員や雇用支援者が訪問する。 エンクレーブの形態は取ったことがない。</p>		<p>&lt;対利用者&gt;</p> <p>左に同じ。 人事異動、仕事内容や方法の変化に対応するため定期的に訪問。状況に応じて、支援センター訓練拠点喫茶てんとう虫に呼んで相談を実施。</p>	
ジョブコーチが職場に入る期間	<p>&lt;個別就労の最短&gt;</p> <p>実習中は4日程度 (2週間の場合)</p>	<p>&lt;個別就労の最長&gt;</p> <p>実習中は6～7日 (2週間の場合)</p>	<p>&lt;大体の平均&gt;</p> <p>実習中は5日程度 (2週間の場合)</p>	<p>&lt;エンクレーブ&gt;</p> <p>事例なし</p>

フォローアップの状況	状況に応じてジョブコーチが職場訪問や相談などを実施。必要に応じて職場への業務内容の提案や関係機関、家族との調整を行っている。			
フォローアップの頻度	1、2か月に1回			
生活支援	指導員2名体制のため、なかなか生活支援までは手がまわらないのが現状。作業上の課題に関連した形で、可能な限りの生活支援を実施したいと考えている。福祉事務所や生活寮・通勤寮との連携も実施。			
関係機関との連携	<p>新宿公共職業安定所管内の新宿区、中野区、杉並区の事業団との連携が特徴。年に1度知的障害者のための就職準備フェアを職業安定所、職業センターと共催で実施。特に中野区事業団との連携は、職場開拓、企業訪問、求人情報の交換、研修など非常に強い。</p> <p>また、職安主催の雇用研究会などで障害者雇用に向けての啓発などの取り組みを実施。</p> <p>雇用支援センターとしては、職安、職業センターとの拡大ケース会議を年数回開催。訓練生やその他情報交換を実施。</p> <p>その他福祉事務所、作業所、養護学校などとの連絡会（年1回）。</p>			
活用している制度	<雇用促進協会> ・業務遂行援助者助成金	<職業安定所> ・特定求職者雇用開発助成金	<地方自治体> ・障害者雇用支援センター（設置型）	<その他>
事業としての今後の課題	<p>①指導員2名のため、今後増え続けていく就職者をどう支援していくかが最大の課題である。現在雇用支援者という有償ボランティアを活用して、雇用支援を行っている。職員との役割分担、それにもとづく待遇面の課題がある。</p> <p>②事業団団体会員制度を活かして区内作業所と雇用支援についての連携を深め、支援センター入所希望者（就職希望者）の掘り起こしが課題である。（精神障害者についても同様である。区内精神障害者の授産施設や作業所との連携が課題である。）</p> <p>③就職した養護学校卒業生をどこまでフォローできるか。離職した卒業生を支援センターで訓練して再就職させるより、離職前にフォローアップした方が効果的であるが、その実施体制が課題である。</p>			

<ジョブコーチによる就労支援・先行実施機関⑦>

名護学院社会参加支援センター・北部地区障害者雇用支援センター

母体組織の名称	社会福祉法人名護学院
連絡先	住所：〒905-2266 沖縄県名護市字瀬嵩 446-1 電話：0980-54-8181 E-mail：mo-si@chim-chim.com
母体組織の概要	社会福祉法人名護学院は知的障害を専門に昭和 52 年に設立され、入所更生施設（200 人）入所児童施設（50 人）、入所授産施設（50 人）老人ディサービス、身体障害者ディサービス、障害児者ホームヘルプサービス、知的障害者生活支援センター、自活訓練事業（単独と制度利用）、グループホーム 8 ヶ所の運営を行っている。
就労支援担当部門の ・名称 ・位置づけ ・沿革	<p>&lt;名称&gt; 名護学院社会参加支援センター 北部地区障害者雇用支援センター（あっせん型）</p> <p>&lt;位置づけ&gt; 社会参加支援センターは法人任意の更生施設に併設する事業である。 雇用支援センターは、あっせん型で県知事の指定を受けた事業である。</p> <p>&lt;沿革&gt; 1988年 企業実習開始 1991年 企業就労 グループホーム設置（現在 8 ヶ所） 1996年 法人が経営する関係施設に 5 名の障害者雇用 1998年 法人独自に社会参加支援センターを開設 施設利用者の就労支援 2000年 地域福祉情報センター（ホームページ）名桜大学と提携 2001年 障害者雇用支援センター事業開始（名護市街に設置） 名護学院は、平成 9 年以降、在宅事業を展開により入所施設の小規模化と機能強化を目指しながら在宅支援整備を推進している。入所施設からの企業就労が進むと必然的に地域での支援体制が必要とさ、社会参加支援センター（法人任意）、知的障害者生活支援センター、雇用支援センターが連携し、地域の公的、民間の社会資源との調和で支援ネットワークを構築している。 就労支援の手法は、独自の実践であったが、2000 年から仲町台発達障害センターの小川氏に学び「ジョブコーチ」の方法論を取り入れ、重度知的障害の就労支援が推進されるようになってきている。</p>
就労支援の組織・人員	<p>社会参加支援センターには、所長、就労支援ワーカーの 2 人の常勤職員を配置している。雇用支援センターは、所長（兼務）、就労支援ワーカー 2 名、ジョブコーチ（兼務）1 名を配置している。併設、提携施設（5 ヶ所授産施設）からの就労支援は、施設に配置されている就労支援担当者がジョブコーチにあたることになっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>北部地区障害者雇用支援センター 北部地域知的障害者生活支援センター 所長（兼務） 就労支援ワーカー（知的・身体） 就労支援ワーカー（精神） 生活支援ワーカー（知的） ジョブコーチ（兼務） 就労支援担当者連絡会（併設提携施設）</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>名護学院社会参加支援センター 所長 1 名    ジョブコーチ 1 名</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>提携施設（5 施設） 就労支援担当者</p> </div> </div>

就労支援の対象者	沖縄県北部 12 市町村を圏域として知的、身体、精神の 3 障害を対象に在宅の掘り起こし、施設利用者の就労支援に取り組んでいる。			
就労状況	<p>&lt;過去 3 年間の就労状況&gt; 1998 年～2001 年に 28 人 就労 6 人が離職するが、うち 5 人が再就職し、1 人が就職活動をしている。 (社会参加支援センターの取り組み) 2002 年は 16 人が就労 (雇用支援センター)</p>	<p>&lt;就労先の概要&gt; 製造業 加工業 福祉施設 サービス業 I T 関連 農業</p>	<p>&lt;職務内容の概要&gt; データー入力 清掃 ベットメイク 印刷 運転手 ウエイトレス クリーニング 農産物加工 コンクリート加工</p>	<p>&lt;雇用形態&gt; 9 割が通常雇用 1 割が最賃除外</p>
職場開拓	求人広告等を利用自主開拓が中心 職業安定所との連携 商工会、中企業支援センター等からの紹介 養護学校と企業情報情報の共有で担当教員と就労支援ワーカーが職場訪問			
ジョブコーチ的支援の状況 (雇用前)	<p>&lt;対事業所&gt; 障害者の受け入れがはじめての事業所には、ジョブコーチを前提とする職場実習を依頼し、可能性があれば制度活用による実習、雇用の相談を進めている。 許可があればジョブコーチが体験実習、特に可能性を追求するために業務の流れや生産ライン等をレジカメやビデオ等を利用する。(事前に対象者説明用)</p>		<p>&lt;対利用者&gt; 基本的にはジョブコーチが付いて職場実習を行う。就労を前提とする場合も、ジョブコーチが付く前提で制度活用での実習、雇用を協議する。</p>	
ジョブコーチ的支援の状況 (雇用後)	<p>&lt;対事業所&gt; 必要に応じて、ジョブコーチが事業所と調整、特に職域拡大と再訓練が必要な場合は集中支援を行う。</p>		<p>&lt;対利用者&gt; 職域拡大や再訓練が必要な場合、事業所の担当者との調整により集中支援を行う。 家族やグループホームの世話人との連携により通勤訓練や自己管理の調整 養護学校からの就職予定の場合は、在学中に当センターに登録し、関係者が集い支援内容のケース会議を卒業前に実施している。</p>	
ジョブコーチが職場に入る期間	<p>&lt;個別就労の最短&gt; 1 週間</p>	<p>&lt;個別就労の最長&gt; 5 ヶ月</p>	<p>&lt;大体の平均&gt; 3 カ月</p>	<p>&lt;エンクレープ&gt; なし</p>
フォローアップの状況	事業所からの依頼によってはすぐに対応している。又、対象者から依頼があった場合、通勤前や退勤後の個別支援を行っている。 精神・身体障害者については、当センターと生活支援センターのワーカーが連携して対象者が気軽に相談できる準備をしている。			
フォローアップの頻度	基本的には、月に 1～2 回の職場訪問を行っている。			
生活支援	<p>グループホーム入居者の支援は、当センターで開催される世話人連絡会で生活支援内容の確認等で在宅サービスやボランティアを活用 精神障害者は、精神障害者生活支援センターの生活支援ワーカーや保健所や市町村の保健士と連携 身体障害者は、障害者生活支援センターのワーカーと連携 名護学院自活寮やグループホームの利用による養護学校生を含む在宅者に体験入寮を実施している。</p>			

関係機関との連携	<p>当センターの設置後、専従の就労支援担当者が配置されたこともあり職業安定所、障害者職業センターとの連携が図れるようになってきている。</p> <p>保健所は、精神障害者の職場開拓、事業所での「障害の特性や病気の理解」等において嘱託医師を派遣している。</p> <p>市町村の福祉部課は、在宅の就労可能な方々の掘り起こしの情報提供や支援についてのケース会議等に参加するようになってきている。</p> <p>養護学校は、職場開拓に関する情報の共有、卒業後の就労支援についての連携をはかっている。</p>			
活用している制度	<p>&lt;雇用促進協会&gt; 職域開発援助事業 トライアル雇用</p>	<p>&lt;職業安定所&gt; 職場適応訓練 特定求職者雇用開発助成金</p>	<p>&lt;地方自治体&gt; 処遇特別加算 (保育所・障害福祉施設に適用)</p>	<p>&lt;その他&gt;</p>
事業としての今後の課題	<p>これまでは名護学院の利用者が就労による社会参加を中心推進してきたが雇用支援センターの事業開始により提携施設（授産施設）からの企業就労への取り組みを積極的に推進したい。従って、各施設の就労支援担当者連絡会を充実させ、仲町台発達障害センターにおけるジョブコーチの手法に学び就労支援の技量と技法を充実させる必要がある。</p> <p>そして支援人材の養成と障害者の就労が進むために、今年度開催したジョブコーチセミナー、企業人事担当者セミナー、就労支援フォーラム（就労支援担当者実践発表）等を定期的に開催したい。</p>			

<ジョブコーチによる就労支援・先行実施機関⑧>

サポートセンターおきたま

母体組織の名称	社会福祉法人「山形県社会福祉事業団」 サポートセンターおきたま（雇用支援センター・生活支援センター）
連絡先	住所：〒993-0085 山形県長井市高野町 2-1-3 電話：0238-88-5357（ファクス兼用）
母体組織の概要	事業団は、昭和 39 年、県立施設の運営を受託する法人として設立。 昭和 40 年以降、以下の施設や支援事業等の受託経営を行っている。 ・特養 4 施設（100 名× 4） ・救護 2 施設（100 名・ 80 名） ・身障重度更生 1 施設（70 名＋通所 5 名） ・身障重度授産 1 施設（50 名＋通所 7 名） ・身障通所授産 1 施設（30 名） ・知的更生 5 施設（70 名× 2・100 名× 3） ・知的授産 2 施設（100 名× 2） ・知的利用 1 施設（50 名） ・福祉休養ホーム 1 施設（56 名） ・知的グループホーム 9 カ所 ・精神グループホーム 4 カ所 ・精神障害者地域生活支援センター 1 ・あっせん型障害者雇用支援センター 1 ・知的障害者生活支援センター 1（ケアマネジメント推進事業含む）
施設支援の状況	就労支援に関しては、授産を中心に施設毎に実践してきた歴史がある。 特に、知的授産 2 施設においては、昭和 58 年頃より「就労指導委員会」を立ち上げ、就労支援システムや地元自治体等とのネットワークの構築に取り組み、平成 10 年までの約 15 年間に 70 余名の方の企業就労支援とともに、平成元年からのグループホーム設置・運営と併せ、地域生活支援を展開。 また、地場産業や地元企業との連携による授産事業の活性化を図る中で、施設の独自事業としての企業内授産や外勤・実習等の体制整備も行ってきた。 さらに、措置内での地域生活の体験や職住分離のための地域作業所の開設等新たな実践に踏み出している状況である。
支援センターとの連携	平成 11 年の雇用支援センター開設以降は、上記 2 施設を併設・提携施設の中核として、基礎訓練・職場開拓・実習・定着支援等、実務者レベルの連携・協力体制のもと、センター独自の「職リハ連絡会議」を毎月定例で開催し、ケース検討や各施設の情報交換等によるスキルアップを図っている。 平成 13 年度からは知的障害者生活支援センター（ケアマネジメント推進事業含む）を受託し、就業面と生活面の一体的支援体制の構築に努めている。
就労支援担当部門の ・名称 ・位置づけ ・沿革	<名 称> サポートセンターおきたま（雇用支援センター・生活支援センター） <位置づけ> 雇用と生活の一体的な支援サービスを提供するための地域の拠点 <沿 革> ・平成 11 年 4 月 雇用支援センター事業開始 併設施設～法人内知的授産 提携施設～法人内知的授産と救護、他法人の知的授産と通勤寮 ・平成 12 年 1 月「サポートセンターコロコロ」を開設 グループホーム支援との連携や地域支援の充実・発展のため、街中にある職員宿舎の一室にオープン。現在は法人内提携施設（授産）が運営。 ・平成 13 年 4 月「サポートセンターおきたま」を開設 新たな地域支援の拠点として、置賜総合支庁西庁舎内にオープン。



	<p>・平成13年8月 生活支援センター事業開始          ・平成13年10月 ケアマネジメント推進事業開始</p>			
就労支援の組織・人員	<p>常勤職員～雇用支援担当2名（1名は副所長）          生活支援担当3名（ケアマネジメント従事者1名含む）          臨時職員～2名（補助的業務）          兼務職員～所長1名・事務長1名（人事・予算管理）</p>			
就労支援の対象者	<p>●障害種別を問わず、在宅障害者を中心に、施設利用者・在学生等も支援          平成13年度の実績&lt;14年2月末現在&gt;          ・相談受付50件（知的33件・身体9件・精神8件）          ・支援対象38名（知的32名・身体4名・精神2名）          ・支援内容内訳          ・基礎訓練17件（知的16件・精神1件）          ・職場実習13件（知的13件）          ・定着支援19名（知的18名・身体1名）【11年度より継続者含む】</p>			
就労状況	<p>&lt;過去3年間の就労状況&gt;          99年4月～02年2月まで、30名で35件の就労（離転職者あり）          現在の定着支援対象者は19名。11名は通勤寮の支援業務に移行。</p>	<p>&lt;就労先の概要&gt;          製造業          酒造元          工務店          農園          菓子製造卸          施設厨房          施設清掃等</p>	<p>&lt;職務内容の概要&gt;          自動車電線加工          ラベル貼り          土木作業          鉢花栽培          袋詰め・配達          食器洗浄・配膳          清掃業務</p>	<p>&lt;雇用形態&gt;          約8割が最賃・雇用保険加入          2割は請負加工の出来高払い制</p>
職場開拓	<p>景況により独自開拓が困難になりつつある。          職業安定所・職業センターとの連携・協力体制が中心。</p>			
ジョブコーチ的支援の状況（雇用前）	<p>&lt;対事業所&gt;          ①知人・友人の情報や職業安定所の求人情報等により電話でアポをとる。          ②訪問できたら、業務内容・作業環境・障害者雇用の実績や面接意向の確認。          ③面接OKならば、2～3日から1～2週間の独自実習の受け入れを依頼。          ④実習状況により職域・職適・トライアル等への移行助言。          【最近②でストップの状態】</p>		<p>&lt;対利用者&gt;          ②の時点で事業所と対応を協議しつつ、職業安定所・職業センターに報告。          ③では現場職員への啓蒙を旨とし障害理解・支援方法等にポイントを置く。          ④は各機関に対応依頼。</p>	
ジョブコーチ的支援の状況（雇用後）	<p>&lt;対事業所&gt;          雇用後は個別の状況により対応。          ・定期的に事業所訪問や電話確認等          ・事業所からの電話による訪問や支援          ・他機関との連携による支援</p>		<p>&lt;対利用者&gt;          左記同様。          ・家庭や出身施設訪問により支援内容の調整と協力依頼          ・余暇支援事業への参加呼びかけ</p>	
ジョブコーチが職場に入る期間	<p>&lt;個別就労の最短&gt;          2～3日</p>	<p>&lt;個別就労の最長&gt;          2～3か月</p>	<p>&lt;大体の平均&gt;          2～3週間</p>	<p>&lt;エンクレーブ&gt;          実施していない</p>
フォローアップの状況	<p>個別の状況により異なるが、定期的に職場訪問を実施している。          ・毎週1～2回の方、毎月1～2回の方など          ・事業所や本人、家族からの電話への対応としての訪問          ・他機関からの情報による訪問</p>			
フォローアップの頻度	<p>上記のとおり</p>			
生活支援	<p>グループホーム等の利用者については、運営主体である施設との連携を図り、在宅の方については、家族あるいは生活支援センターとの協力で対応。          また、福祉サービス利用援助事業等も活用している。</p>			
関係機関との連携	<p>職業安定所や職業センターは以前から利用していたが、雇用支援センターの開設以降は連携・協力体制が構築され、各種制度の適用・活用がスムーズになってきた。</p>			

活用している 制度	<雇用促進協会> ・職域開発援助事業 ・職務試行 ・雇用管理サポート	<職業安定所> ・就業体験支援事業 ・職場適応訓練	<地方自治体>	<その他> ・職親 ・社会適応訓練 ・通院患者リハビリ
事業としての 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景況の回復を待つしかないが、官公庁や公共的な事業所（税金が投入されている事業所）での職場開拓を推進しなければならない。</li> <li>・3障害への対応をスキルアップするため、制度変革、面接や支援技法等の自己研鑽に努めなければならない。</li> <li>・地域性に依拠するところが大きい、人的、物的な社会資源の開拓とネットワークの構築を図らなければならない。</li> </ul>			

<ジョブコーチによる就労支援・先行実施機関⑨>

札幌障害者雇用支援センター

母体組織の名称	社会福祉法人 愛和福祉会
連絡先	住所：〒065-0024 札幌市東区北24条東18丁目15 電話：011-781-4858 FAX：011-781-4826 E-Mail
母体組織の概要	<p>「愛和福祉会」は、1976年に社会福祉法人設立認可を受け、現在札幌市内に保育所7ヶ所、高齢者施設5ヶ所を運営。</p> <p>知的障害者福祉関係では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更生施設「愛和の里きもべつ」（1979年事業開始） 定員入所60名、通所部19名、分場11名、GH3ヶ所、福祉の店を運営し、北海道後志管内での地域生活を支援。</li> <li>・通勤寮「ドミトリー元町」（1984年事業開始） 定員40名、GH14ヶ所、生活寮（札幌市単独）1ヶ所、地域生活支援事業により「サポート in サッポロ」開設し約90名を札幌市内で支援。</li> <li>・授産施設「芦別双葉学園」（1985年事業開始） 定員入所50名、分場2ヶ所32名、GH4ヶ所、地域生活援助センターⅡ型認可により北海道空知管内での地域生活を支援。</li> </ul> <p>以上3施設連携の基、各地域、施設種別毎に支援の充実を図っている。</p>
就労支援担当部門の ・名称 ・位置づけ ・沿革	<p>&lt;名称&gt; （あっせん型）札幌障害者雇用支援センター</p> <p>&lt;位置づけ&gt; 知的障害者通勤寮ドミトリー元町を併設施設として認可を受け事業を開始した。</p> <p>&lt;経過&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1984年 知的障害者通勤寮 ドミトリー元町 事業開始</li> <li>・1995年 サポート in サッポロ（地域生活支援事業）開設</li> <li>・1993年以降、現在までにグループホーム15ヶ所（内14認可）、生活寮1ヶ所を運営し、サポート in サッポロにて約90名を支援</li> <li>・1999年 札幌障害者雇用支援センター 事業開始</li> <li>・1999年 障害者就業・生活総合支援事業 開始</li> <li>・2001年 未認可小規模作業所 立ち上げ（認可申請中）</li> <li>・2002年 札幌障害者雇用支援センターが発展的に解消し「障害者就業・生活支援センター」事業認可予定 小規模作業所認可予定</li> </ul> <p>知的障害者通勤寮ドミトリー元町では、就労による給与と年金を合わせた収入による生活基盤の安定を図り、1995年頃から利用者を積極的に地域生活へ移行し、安定した地域生活を送れるようグループホームや地域生活支援センターの整備を図り支援を進めてきた。</p> <p>1999年雇用支援センターをスタートさせ、より充実した就労支援を展開するとともに、2001年末認可の作業所を立ち上げ、失業者の具体的な再就職への支援を強化している。</p>
就労支援の組織・人員	<p>障害者雇用支援センター予算では、雇用支援ワーカー1名配置であるが、法人持ち出し1名の計2名を配置している。</p> <p>通勤寮スタッフ5名・サポート in サッポロスタッフ6名の担当制で日常的な職場訪問等の安定した就労へ向けての支援を行っているが、失業・実習・就職といったケースが発生した時点で、雇用支援センターを中心に作業所を利用いただきながら、生活リズム・就労へのモチベーションの維持を図りながら、具体的な求職活動を支援し、職場を確保できた段階で、地域職業センターとの連携の基、雇用支援センター・作業所のスタッフを中心に、ジョブコーチ的な職場支援に携わっている。</p>

	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; text-align: center;">寮 長 兼 所 長</div> <div style="flex-grow: 1;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>ドミトリー元町</b> 支援スタッフ 5名            担当制により日常的な生活・就労（職場調整巡回等）を一体的に支援。失業ケースが発生した時点で、雇用支援センターと連携し、作業所利用等、具体的な求職活動を支援し、実習時にはジョブコーチと連携する。         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>サポート in サッポロ</b> 支援スタッフ 6名            担当制により日常的な生活（GH 世話人と連携の基）・就労（職場調整巡回）を一体的に支援。失業ケースが発生した時点で、雇用支援センターと連携し、作業所利用等具体的な求職活動を支援し、実習時にはジョブコーチと連携し支援する。         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>雇用支援センター</b> 支援スタッフ 2名            相談者（在宅、他施設・作業所利用者）並びにドミトリー・サポート in サッポロの利用者の就労へ向けた具体的な求職活動支援を、関係機関・施設・下記作業所と連携の上進め、実習前、開始後必要時にジョブコーチとして支援する。         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>作業所</b> 支援スタッフ 3名            上記、ドミトリー・サポート in サッポロの失業者並びに雇用支援センター相談者の日常的な作業所利用を支援すると共に、具体的な求職活動（職安同行等）を支援するとともに、実習事業所が確保できた段階で、ジョブコーチ的に職場での支援に入る。         </div> </div> </div>			
就労支援の対象者	札幌障害者雇用支援センターを入り口として相談のあった在宅や他法人施設・作業所利用中の知的・精神・身体障害者（現登録者 60 名）並びに、通勤寮ドミトリー元町・サポート in サッポロ利用者（知的障害 中・軽度者を中心に約 130 名）の就労支援を展開している。			
就労状況	<u>&lt;過去3年間の就労状況&gt;</u>  現在約 110 名が一般企業にて就労中。  過去3年間で、 ・新たな就職が約30名 ・失業からの再就職が約20名	<u>&lt;就労先の概要&gt;</u>  製造加工業 流通関連業 他  ここ数年で、 小売業 サービス業 リサイクル業 等の職場が急激に増えている。 現在約 90 事業所	<u>&lt;職務内容の概要&gt;</u>  食品製造加工補助が最も多い  木工加工やクリーニング業務は下降の傾向にあり、清掃業務や小売店バックヤード業務、リサイクル分解分別業務等が顕著に増えてきている。	<u>&lt;雇用形態&gt;</u>  中・軽度の知的障害者が中心であり、基本的に、障害基礎年金（100%受給）＋給与所得による収入基盤での地域生活を支援しており、最低賃金除外申請を受けている方は、数名である。
職場開拓	基本的には、利用者本人と公共職業安定所（みどりの窓口）を利用し、本人の職域に適した求人を探している。その他にも、地域職業センターからの紹介により、職務内容や制度利用を検討し、利用者に適した事業所との調整を行っている。 また、アルバイト情報誌等に掲載されている事業所に直接架電し、障害者雇用に係る制度や助成金を説明し、理解をいただいた上で、実習等を依頼するケースもある。 他に、既に就労している事業所を頻回に訪問する中で、新たな受入れや他事業所を紹介いただくケースもある。			
ジョブコーチ的支援の状況（雇用前）	<u>&lt;対事業所&gt;</u> 上記職場開拓を通して、実習受入れ可能な事業所が見つかった段階で、対象利用者への説明を行い、面接・見学に同行する。 同時に、地域職業センター等と連携		<u>&lt;対利用者&gt;</u> 基本的には、エンクレーブ形態ではなく、個別に支援する。 実習受入れ可能な事業所が見つかった時点で、スタッフより事業所・職務概要・利用制度の説明を行い、意思確認を行う。	